# 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の改正および 「スチュワードシップ活動の状況について」の公表について

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 根岸 秋男)は、2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂をふまえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針 (以下、当社方針)」を改正しました。

また、2019年7月~2020年6月のスチュワードシップ活動をふまえた「スチュワードシップ活動の状況について」を当社公式ホームページ上に公表しましたのでお知らせします。

当社は、今後も当社方針に基づき、投資先企業との対話や議決権行使といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値向上を促すことで、機関投資家としての責任を果たしていきます。

なお、当社は、企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」を実現するため、2030年にめざす姿として、「地域社会のお客さまに最も支持される生命保険会社 [社会的価値の向上]」、「業界のリーディングカンパニー [経済的価値の向上]」を掲げ、ステークホルダーのみなさまとともに、価値創造に取り組んでまいります。当社の長期持続的な成長ストーリーを示す価値創造プロセスは、以下URL「明治安田生命の現況2020 [統合報告書] (8~9ページ)」をご参照ください。

https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/corporate\_info/disclosure/data/status-2020/pdf/status\_2020\_02.pdf

# 1. 当社方針の改正ポイント

# ①サステナビリティの考慮

・スチュワードシップ責任の定義に「運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮」が追記されたことをふまえ、当社方針にサステナビリティの考慮に関する文言を追記しました。

# ②対象資産の拡大

・日本の上場株式以外の資産に投資を行なう場合にもスチュワードシップ・コード の適用が可能になったことをふまえ、「国内社債」を対象資産に追加しました。

#### ③情報開示の拡充

- ・外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を 行なった議案等については、「賛否を問わず」、その理由の公表が求められることをふ まえ、当社の重要な取引先の議案において上記に該当する場合には、その理由につい ても開示することとしました。
- ・なお、改正後の当社方針(全文)につきましては、別紙「スチュワードシップ責任を 果たすための方針」をご参照ください。

# 2.「スチュワードシップ活動の状況について」のポイント

# (1)上場企業議決権行使結果(2019年7月~2020年6月)

①企業数ベース(会社提案)

	全て賛成	1件以上 不賛同あり	うち反対	うち棄権	合計	不賛同 比率
会社計(※1)	1, 162	57	57	0	1, 219	4. 7%

# ②議案数ベース(会社提案)(※2)

	賛成	不賛同	うち反対	うち棄権	合計	不賛同 比率
議案計(※1)	12, 988	72	72	0	13, 060	0.6%

- ※1 一般勘定と特別勘定の両方で保有する銘柄は1企業として集計。なお、一般勘定と特別 勘定で行使結果が異なる場合は、不賛同として集計
- ※2 取締役・監査役の選解任議案については、1候補者につき1議案として集計
- ・なお、株主議決権行使結果については、上述の情報開示の拡充方針をふまえ、 2020年4月~6月株主総会開催分の行使結果から、賛否理由の開示対象を拡 大しました。
- ・詳細につきましては、以下のURLから、**「議決権行使の実施状況(2020年** 4月~6月株主総会)」をご参照ください。

https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/voting\_right8.p
df

#### (2) 対話の状況(2019年7月~2020年6月)

- ・2019年7月~2020年6月における対話企業数は、新型コロナウイルス感染防止対策のために2020年2月下旬から6月末にかけて原則面談による対話 活動を自粛したことなどから、前年同期比で減少しました。
- ・対話件数については、同要因に加えて、業況等の確認が必要な投資先の減少もあり、「課題の認識共有・当社からの改善要望」「業況等の確認・その他」を目的とした対話が大きく減少したため、前年同期比で大幅減少となりました。
- ・主な目的別の対話件数は以下のとおりです。

主な目的	対話企業数 (上場企業)	対話件数
課題の認識共有・当社からの改善要望	161 社	173 件
業況等の確認・その他	161 社	212 件
議決権行使時における対話	206 社	212 件
合 計(※3)	440 社	597 件
(参考) 2018年7月~2019年6月合計	509 社	800 件

※3 同一企業と複数の目的について対話をすることがあるため、主な目的ごとの対話企業数 の合算値は合計と一致しません ・スチュワードシップ活動の詳細につきましては、以下のURLから、「スチュワード シップ活動の状況について(2019年7月~2020年6月)」をご参照ください。

 $\frac{\text{https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/stewardship\_ac}{\text{tivity3.pdf}}$ 

以上

# スチュワードシップ責任を果たすための方針

明治安田生命保険相互会社

#### 1. 目的

本方針は、「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワード シップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動 する姿勢を明確にすることを目的としています。

## 2. 基本的な考え方

生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家 (アセットオーナー)」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家 (運用機関)」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ (インベストメント・チェーン) のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一にすると考えており、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。

なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「ESG投融資方針」 として別に定めます。

#### 3. 具体的取組み

# (1) 投資先企業の状況の把握

当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の状況について、定量面および定性面から的確かつ継続的に把握します。

とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。

# (2) 対話

当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。 その中で投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。

国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。その中で、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題を把握することも重要と認識しています。

従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業のサステナビリティへの取組みやコーポレートガバナンスの態勢等について対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。

対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと(協働エンゲージメント)が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。

また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。

なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。

# (3)議決権行使

国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。

- ・経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- ・株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると判断される議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。

・議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じた賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的に開示するとともに、会社提案議案に反対した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

# (4) 定期的な報告等

本方針の実施状況については、当社ホームページ<u>「スチュワードシップ活動の状況に</u>ついて」において定期的に開示します。

# (5) スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

社内に設置する委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、本方針や「議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。

こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

# (6) 利益相反管理

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合には、お客さまの利益を第 ーとして行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別 に定める「グループ利益相反管理基本方針」に則り、適切に管理します。

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議 決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセス は資産運用部門で完結しています。

また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行なうことで、利益相反の防止に努めます。

なお、当社は「機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシップ活動を行なうことに資するサービス」の提供は行なっておりません。